別紙

諮問第602号

答 申

1 審査会の結論

「請求者の個人情報を提供したことに関する情報・資料」を不存在を理由として非 開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日に警官の請求人に対する職務怠慢行為により発生した事件について、東京都職員でもある請求者が平成〇年〇月〇日等に〇〇局から事情聴取を受けた際に、都交通局が請求者の個人情報(別紙事情聴取書記載の都交通局職員の請求者への非礼行為によるトラブル)を〇〇局に提供したことに関する全ての情報・資料」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、東京都交通局長が平成29年7月5日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2)審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

請求した保有個人情報を開示する旨の決定を求める。

実施機関は、開示請求した保有個人情報が存在しないことを非開示の理由としているが、審査請求人が追加提出した事情聴取書を見れば、実施機関が、審査請求人の同意を得ることなく、勝手に〇〇局に情報を流用したことは明らかである。そして、社会常識的に見てこの情報流用に係る資料が保管されていないのは不

自然である。

実施機関が非開示としたのは、開示請求した保有個人情報が存在しないからではなく、開示されると交通局の不祥事が明るみになり、その長である交通局長の 責任問題に発展することを恐れてのことと推察される。

よって、非開示理由は建前的なものであり、本当の理由は身内の職員の犯罪行 為の隠蔽のためと考えられる。このような理由により非開示とすることは、到底 許されない。そのため、審査請求を申し立てることとした。

イ 意見書

実施機関は理由説明書において、対象保有個人情報は不存在であった旨主張しているが、特に平成〇年〇月〇日のトラブルについては、実施機関が刑事告発の是非を検討していたと主張しているほどの事件であり、このような刑事事件に発展する可能性があった重大な事件に係る文書が存在していないということは、常識的に考えてあり得ない。実施機関が隠蔽工作を遂行したものと考えるのが自然である。

また、実施機関は「電話確認については文書が作成されていたとしても、その文書は資料文書に該当し、保存期間は1年未満である」旨の主張をしているが、「刑事告発の是非を検討していた」ほどの重大事件に係る文書が単なる資料文書というのは不合理であり、企業における重要文書の保管期間の規定等を勘案すると、このような文書は10年程度は保管しなければならないはずである。よって、これを僅か1年で廃棄したというのは、実施機関が自らの問題違法事案を隠蔽するための口実であると考えられるから、実施機関の主張は失当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 対象保有個人情報の特定について

実施機関は、本件開示請求に対して、審査請求人から収受した保有個人情報開示 請求書の記載内容では、対象公文書の特定が困難なことから、「交通局職員の請求 者への非礼行為によるトラブル」とは、どこで発生したどのような非礼行為なのか について、審査請求人に対して照会を行った。照会の結果、審査請求人から、〇〇局が平成〇年〇月〇日に実施した審査請求人に対する事情聴取の結果を記録した文書が提出された。その記載内容から、「平成〇年〇月〇日(以下「当該時期1」という。)の〇〇駅(以下「当該駅1」という。)における駅係員とのトラブル」及び「平成〇年〇月頃(以下「当該時期2」という。)の〇〇駅(以下「当該駅2」という。)におけるトラブル」の2件(以下「当該事案」という。)に係る、〇〇局への情報提供内容が記された文書等及び審査請求人の個人情報が記された文書等を対象保有個人情報として検索したが、不存在であったため、非開示決定を行った。

(2) 非開示理由について

実施機関では、前記の文書等を検索したが、その存在を確認することができなかった。

そこで、当時関係部署に勤務していた者に聞き取りを行ったところ、当該駅1のトラブルに関しては、警察官が出動し、関係者の確認が行われたことから、関係者が東京都職員であることが明らかになり、かつ、実施機関において刑事告発の是非についても検討していたことから、〇〇局に電話で確認を行ったものであると判明した。当該駅2のトラブルに関しても、同様に〇〇局に電話で確認を行ったことが判明した。いずれも〇〇局に対して電話で確認をしており、関係者への聞き取りの中でも、当該事案について〇〇局へ情報提供するための文書を作成したとの証言はなかった。仮に、文書を作成していたとしても、その文書は資料文書に該当し、保存期間は1年未満であると考えられる。

また、当該事案が発生した当時文書を作成していたとしても、開示請求を受けた時 点では、〇年程度経過していることから、既に廃棄されていたと考えられる。

なお、駅で発生した事象については、その内容を次の勤務者に引き継ぐため、駅 務日誌に記し、また、必要に応じて対応記録票を作成する場合があり、駅務日誌の 保存期間は3年、対応記録票の保存期間は1年である。開示請求を受けた時点で両 文書を検索したが、既に廃棄されており不存在であった。保存期間を経過した場合 でも必要に応じて保存期間を延長することがあり得るが、本件については延長の処 理をしていない。上記のトラブルについて刑事告発を行わなかったことを考慮する と、特に延長の必要性がないため、当初の保存期間の満了をもって廃棄されたと考 えられる。

したがって、本件開示請求の対象となる保有個人情報は不存在である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成29年11月16日	諮問
平成30年10月23日	実施機関から理由説明書収受
平成30年10月23日	新規概要説明(第188回第二部会)
平成30年11月13日	審査請求人から意見書収受
平成30年11月20日	審議(第189回第二部会)

(2)審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように 判断する。

ア 本件開示請求に係る決定について

本件開示請求の趣旨は、東京都交通局が当該事案に係る審査請求人の個人情報を〇〇局に提供したことに関する情報・資料(以下「本件請求個人情報」という。)の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、不存在を理由とする非開示決定を行った。

イ 文書の保存期間について

当該事案が発生した当時の東京都交通局文書管理規程(平成11年交通局規程第

97号。以下「文書管理規程」という。)は、文書の保存期間について、41条1項において、長期、10年、5年、3年、1年、1年未満の6種である旨、また、42条4項において、部の長は、局の共通事案を除き、その所管する部の事案に係る文書保存期間表(以下「文書保存期間表」という。)を作成しなければならない旨規定している。

また、文書管理規程43条1項において、主務課長は、文書保存期間表に従い、 その所管する課の公文書の保存期間を定め、その保存期間が満了する日までの間、 当該公文書を保存しなければならない旨、同条2項において、文書保存期間表に より定める保存期間を超えて保存する必要があると認める公文書については、総 務課長にあらかじめ協議し、その必要な期間当該公文書を保存することができる 旨規定している。

さらに、文書管理規程46条1項において、主務課長は、公文書がその保存期間 を満了したときは、当該公文書を廃棄しなければならない旨規定している。

ウ 本件請求個人情報の不存在の妥当性について

審査請求人は、実施機関は〇〇局に当該事案に係る情報を提供しており、当該事案は刑事事件に発展する可能性があった重大な事件であることから、それに係る文書が存在していないことは常識的に考えてあり得ないと主張している。

それに対し、実施機関は、当時関係部署に勤務していた者に聞き取りを行ったところ、当該駅1のトラブルに関しては、警察官が出動し、関係者の確認が行われたことから、審査請求人が東京都職員であることが明らかになり、かつ、実施機関において刑事告発の是非についても検討していたため、〇〇局に電話により確認を行ったこと、また、当該駅2のトラブルに関しても、同様の経緯から、〇〇局に電話により確認を行ったことが判明したと説明する。いずれも電話により確認をしており、当時関係部署に勤務していた者への聞き取りの中でも、当該事案について〇〇局へ情報提供するための文書を作成したとの証言はなく、仮に、当時文書を作成していたとしても、その文書は文書保存期間表において保存期間が1年未満と定められている資料文書に該当し、本件開示請求時点では、既に廃棄されていたと考えられるとのことであった。

また、実施機関は、この他にこのようなトラブルが記録され得る文書として、

駅務日誌及び対応記録票を挙げた上で、次のとおり説明する。

駅務日誌は、各日における駅の責任者が勤務中における旅客取扱状況その他必要事項の引継ぎ及び報告を行うため、各駅で作成する文書であり、対応記録票は、旅客に対する対応記録等について、駅に勤務する者が必要に応じて随時作成する文書である。保存期間については、駅務日誌は3年、対応記録票は1年とそれぞれ定められており、当該事案が発生した当時の駅務日誌及び対応記録票については、文書管理規程に定めた保存期間を延長した旨の記録は存在しない。したがって、本件開示請求時点においては、当時の駅務日誌及び対応記録票の保存期間が満了しており、本件請求個人情報が仮に記録されていたとしても、これらの文書は既に廃棄済みである。

加えて、実施機関は、本件開示請求時点において本件請求個人情報の探索を行ったが、その存在を確認できなかったとのことであった。

実施機関が説明する資料文書、駅務日誌及び対応記録票それぞれの保存期間について審査会が確認したところ、本件開示請求時点の実施機関の文書保存期間表のうち、これらに該当すると実施機関が説明する箇所において、保存期間が1年 未満、3年、1年とそれぞれ定められていることが確認された。

これらを踏まえて審査会が検討すると、本件開示請求に係る開示請求書によれば、本件開示請求は平成29年5月になされたものであり、理由説明書において実施機関が特定する当該時期1は平成〇年度、当該時期2は平成〇年度に属する時期であることから、実施機関が説明するとおり、本件開示請求時点では文書管理規程に定められた資料文書、駅務日誌及び対応記録票の保存期間が満了していることが確認された。

当該事案については、いずれも刑事告発をしておらず、文書を作成したとの証言がないことを勘案すると、仮に当時文書を作成したとしても、その文書は実施機関における文書保存期間表に定められた資料文書に該当し、また仮に駅務日誌又は対応記録票に記録されていたとしても、いずれの文書も保存を延長する旨の記録が存在せず、保存期間の満了に伴い廃棄されたため、本件請求個人情報が存在しないとの実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

以上のことから、本件請求個人情報について不存在を理由として非開示とした

決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二